

茨城県議会基本条例の一部改正の概要

＜見直し項目＞		＜改正項目＞
災害等の発生時における議会の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・部分的に規定されている災害等に関する対応を独立した条文として整理 ・「茨城県議会災害対策会議」を条例に位置付け ・災害等の発生時における議会の活動方針の策定について規定 	第 11 条の 2 (災害等への対応) を新設
議会活動への県民参画の推進と主権者意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の県政への理解と関心を高め、県議選投票率の向上等へつなげるため、議会活動を通じた県民の主権者としての意識の醸成など、議会が議会活動への県民参画をより推進していく旨を規定 	第 19 条 (県民の参画の推進) に第 4 項を追加
議会の監視機能等の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な政策等の事前説明の努力義務を義務規定に改正 ・「県民生活に重要な影響を及ぼす条例の制定改廃」を事前説明の対象として明示 ・「基本計画等の重要な政策又は施策」の範囲等を明確化 ・予算の調製における議会の政策立案等 (※) の尊重義務を規定 <p>(※) 議員提案条例、調査特別委員会等の提言、災害時等の要望等</p>	第 25 条 (議会への説明等) の第 1 項 (事前説明) 及び第 2 項 (議会の政策立案等の尊重義務) を改正
I C T 技術の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・審議等における I C T 技術の積極的活用により、議会活動の充実を図るべき旨を規定 	第 19 条の 2 (情報通信技術の活用) を追加